

掛川市条例第31号

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（供用時間等）

第7条の2 有料公園施設及び森林果樹公園の供用時間及び供用日は、規則で定める。

第8条第1項中「22世紀の丘公園」の次に「及び森林果樹公園」を、「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、同条第2項中「22世紀の丘公園」を「公園」に改め、「次に掲げるもの」の次に「（森林果樹公園にあつては、第1号を除く。）」を加える。

第9条第1項中「指定管理者管理公園」の次に「（森林果樹公園を除く。以下第11条までにおいて同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市都市公園条例第8条第1項の規定による指定（森林果樹公園の管理に係る指定に限る。）及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第25条の規定の例により行うことができる。